

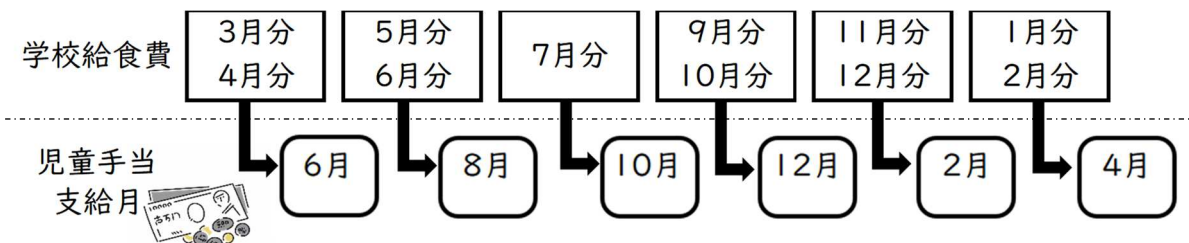
児童手当からの納付について(御案内)

学校給食費の納付方法として、児童手当から納付することができます。

希望される場合は、別紙申出書にお子様の氏名等を御記入の上、学校給食課へ御提出ください。

- ・ 児童手当が支給される月に、児童手当から学校給食費をまとめて納付します。
- ・ 納付する学校給食費の対象月については、次のとおりです。
- ・ 児童手当からの納付は、直近の支給月から開始します。

<納付のイメージ>



※ 児童手当の制度改正(拡充)により、児童手当の支給月が年6回(偶数月)になります。

(例)

小学1年生	児童手当6月支給	20,000 円	(10,000円×2か月分)
	学校給食費4月分	2,950 円	(10日間食べた場合)
	残りの児童手当	17,050 円	(受給者へ振り込まれます)

【留意点】

- (1) すでに兄姉(在校生)の分について、児童手当からの納付を申し出ている場合も、申出書を提出してください。
- (2) 申出書の提出後に、児童手当からの納付をやめる場合は、学校給食課へ御連絡ください。
- (3) 児童手当受給者が公務員の場合は、利用できません。

※ 次頁に申出書の記入例を記載しています。

問い合わせ先 春日井市教育委員会学校給食課
電話 0568-85-6341・6342

記入日 年 月 日

児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

(宛先) 春日井市長

私は、児童手当法第 21 条 ^{第1項} _{第2項} の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当の額から、学校給食費について、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し上げます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、春日井市立小中学校に在籍している間の児童手当から学校給食費の支払いに充てるものとします。

対象児童生徒名(こどものなまえ)	学校名(がっこう)	学年(がくねん)
春日井 次郎	〇〇 小学校	1 年生
春日井 花子	〇〇 小学校	3 年生
春日井 三郎	△△ 中学校	2 年生
児童手当からの納付を希望するすべてお子様の名前を記入してください。 児童手当からの納付は、 <u>直近の児童手当支給月から開始します。</u>		

じゅきゅうしゃ ほごしゃ
受給者(保護者)

住所(じゅうしょ)	受給者(保護者)の住所、名前、連絡先を記入してください。 未納分の給食費を児童手当から納付するときは、備考欄に 「未納分の給食費を児童手当から納付します。」と記入してください。	
父(ちち)		
母(はは)		電話(でんわ)
備考欄(びこうらん) (例) 未納分の給食費を児童手当から納付します。		